

### 第34回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成27年8月24日（月）14:00～16:00

中央合同庁舎3号館11階 特別会議室

#### 【出席者】

中川座長、宇野委員、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、山田委員、金尾水管理・国土保全局長

#### 【ダム事業の検証の検討結果について】

○今回は、検討主体から国土交通大臣に報告された大河内川ダム、津付ダム、倉渚ダム、増田川ダムの検討結果について説明を受け、有識者会議から意見等を述べた。

○委員の主な発言は以下のとおり。

- ・大河内川ダムについて計画を超える洪水が発生し、導水路を經由したダムへの流れを止める際には、深川川の下流側の流量が増えることになるため、下流に周知するなどの方策が必要。
- ・（大河内川ダム計画の）地域の全体的な合意の状況はどうか。  
[地域が合意して進められてきたことを事務局より説明]
- ・大河内川ダムの事業説明において、導水路を經由してダムに流入する土砂流入量が40%となる根拠は何か。  
[導水路へ分派する総量を根拠に設定されていることを事務局より説明]
- ・特に津付ダムなどは移転も進んでいるため丁寧な説明が必要。中止後の振興計画について、土地の活用策も含めてしっかり考えるべき。

- ・ 検討に当たっては基本方針レベルまでの道筋や超過洪水への対応といった視点も必要。
- ・ 山口県の大河内川ダムは「継続」という内容であり、群馬県の増田川ダムは「中止」という内容であった。これらは、基本的には、中間とりまとめで示した「共通的な考え方」に沿って検討されたものであると理解できる。
- ・ 岩手県の津付ダム、群馬県の倉渕ダムは「中止」という内容であり、従来からの手順や手法等によって検討がなされた。これは、「中間とりまとめ」についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方に沿って検討されたものであると理解できる。